

事務連絡
令和7年3月13日

入札参加の皆様へ

赤磐市

水道工事に係る配水管技士又は配水管技能者の配置運用について

配水管技士又は配水管技能者（以下「配水管技士等」という。）の配置運用については下記のとおりです。

記

1 配水管技士等の兼務制限について

主任技術者又は監理技術者の専任の配置を必要とする建設工事の請負金額の下限の引き上げを行ったところですが、配水管技士等についても同様とします。

請負契約額4,000万円以上の工事 → 請負契約額4,500万円以上の工事

2 適用時期

令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う建設工事について適用します。なお、令和7年3月31日以前に契約した工事について、工期途中で専任の技術者を非専任に変更する場合、請負契約の当事者間で協議を行い、工事の継続性、品質確保等に支障がないように対応することが必要ですので御注意ください。